#### イ 長期未改善となっている飼養衛生管理基準の違反に対する指導等の充実

勧

都道府県知事は、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理基準に定めるところにより家畜の飼養に係る衛生管理が行われるよう、必要な指導及び助言、勧告並びに命令をすることができ、農林水産省は、家畜伝染病予防法に基づく指導等に関するガイドラインにおいて、以下のとおり、都道府県に対して示している。

- ① 飼養衛生管理基準の遵守状況の把握等の結果、家畜の飼養に係る衛生管理について改善する必要があると認めるときは、当該家畜の所有者に対し、家畜伝染病予防法第 12 条の 5 の規定による指導又は助言をする(以下「家畜伝染病予防法の規定による指導・助言」という。)。
- ② ①にかかわらず、飼養衛生管理基準の違反が、i)過失による一時的なものであるなど、軽微なものであり、かつ、常習性が認められないこと、又はii)やむを得ない事情によるものであると認められることのいずれかに該当する場合であって、家畜の所有者が直ちに改善措置を講じようとしているときは、家畜伝染病予防法の規定による指導・助言に代えて、行政手続法(平成5年法律第88号)の定めるところにより、必要な指導又は助言(以下「行政手続法の定めるところによる行政指導」という。)をすることができる(注1)。
- ③ ②の場合において、家畜の所有者が正当な理由なく行政手続法の定めるところによる行政指導に従わず、なお飼養衛生管理基準を遵守していないと認められるときは、家畜伝染病予防法の規定による指導・助言をする。
- ④ 家畜伝染病予防法の規定による指導・助言は、家畜伝染病予防法に基づく指導等に関するガイドラインに定められた指導・助言書を交付して行う。

また、農林水産省は、毎年度発出する防疫対策強化通知により、都道府県に対し、立入検査で農場における飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行い、飼養衛生管理に関する指導を行った場合には、後日、その改善状況を確認し、行政手続法の定めるところによる行政指導に対する改善が認められない農場に対して、家畜伝染病予防法第12条の5及び第12条の6の規定に基づく指導等を検討するよう通知している。

(注 1) 行政手続法においては、行政指導について、その内容は相手方の任意の協力によって のみ実現されるものであることなどが規定されている。また、行政指導は必ずしも文 書で行われるものでなく、口頭によることも可能であるが、その場で完了する行為を 求めるものなどを除き、相手方から行政指導の趣旨等を記載した書面の交付を求めら れたときは、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならないとされて いる。

今回、調査対象 17 道府県(20 家畜保健衛生所)における農場に対する立入検査時の飼養衛生管理基準に係る指導等の状況を調査したところ、以下のとおり、飼養衛生管理基準の項目が複数年にわたり連続して遵守されておらず、また、これに対する指導等が適切に行われていない状況などがみられた。

表 2-(4)-イ-①

表 2-(4)-ア-② (再掲)

#### ① 農場における飼養衛生管理基準の遵守状況

調査した 17 道府県(20 家畜保健衛生所)において抽出した 2,476 農場のう | 表 2-(4)-イ-② ち、平成23年度から26年度(26年度については4月から10月)までの間に 飼養衛生管理基準の遵守について家畜保健衛生所から指導等を受けたことがあ る 1,794 農場の違反内容及び違反状態の継続状況を調査した結果、表 1 のとお り、830 農場(飼養衛生管理基準が遵守されていない 1,794 農場の約 46%)に おいて、飼養衛生管理基準の同一項目について複数年にわたり連続して遵守さ れておらず、家畜保健衛生所による指導等が繰り返し行われているものの違反 状態が継続している状況が、調査した全ての家畜保健衛生所においてみられ

 $-i \sim iii$ 

表 1 飼養衛生管理基準の同一項目が複数年にわたり連続して遵守されていな い状況

区分	抽出調査	飼養衛生	同一項目			
	した農場	管理基準	が複数年	同一項目	同一項目	同一項目
	数	が遵守さ	にわたり	が 4 年間	が 3 年間	が 2 年間
		れていな	連続して	連続で遵	連続で遵	連続で遵
		い農場数	遵守され	守されて	守されて	守されて
			ていない	いない農	いない農	いない農
			農場数	場数	場数	場数
牛農場	1,205 農場	1,021農場	575 農場	0 農場	202 農場	419 農場
十長物			(56.3%)	(0%)	(19.8%)	(41.0%)
豚農場	587 農場	374 農場	149 農場	0 農場	45 農場	114 農場
<b>炒長</b> 物			(39.8%)	(0%)	(12.0%)	(30.5%)
鶏農場	684 農場	399 農場	106 農場	8 農場	34 農場	66 農場
<b>海辰</b> 场			(26.6%)	(2.0%)	(8.5%)	(16.5%)
∌l.	2,476農場	1,794農場	830 農場	8 農場	281 農場	599 農場
計			(46.3%)	(0.4%)	(15.7%)	(33.4%)

- (注) 1 当省の調査結果(平成23年度から26年度(4月から10月まで)の状況)による。
  - 2 「同一項目が複数年にわたり連続して遵守されていない農場数」欄は、「同一項目 が4年間連続で遵守されていない農場数」欄、「同一項目が3年間連続で遵守されて いない農場数」欄又は「同一項目が2年間連続で遵守されていない農場数」欄に該当 する実農場数を計上した。
  - 3 各欄の上段は農場数、下段は該当する農場数を「飼養衛生管理基準が遵守されてい ない農場数」で除した割合を示す。

一方、複数年にわたり連続して遵守されていない飼養衛生管理基準の項目を みると、表 2 のとおり、畜種によって違いはあるものの、飼養衛生管理基準が 遵守されていない 1,794 農場のうち、「車両用の消毒薬の常設」は 255 農場 (約14%)、「立入者用の消毒薬の常設」は119農場(約7%)、「車両消毒 の実施」は 274 農場(約 15%)、「立入者の消毒の実施」は 168 農場(約 9%)、「立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管」は 376 農場(21%)となっ ており、いずれの畜種においても遵守されていない割合が比較的高くなってい た。

特に、「車両用の消毒薬の常設」及び「立入者用の消毒薬の常設」について は、家畜伝染病等の病原体の侵入を防止するための措置として最も重要かつ効

表 2-(4)-イ-(3)  $-i \sim iii$ 

果的・効率的な手段であることに鑑み、飼養衛生管理基準に定められているだ けでなく、家畜伝染病予防法第8条の2においても設置が義務付けられたもの であり、法律で義務付けられた基本的な衛生管理も十分に遵守されていない状 況となっている。

表 2-(4)-イー(4)

表 2 複数年にわたり連続して遵守されていない飼養衛生管理基準の主な項目

飼養衛生管理基準の	同一項目が い農場数	复数年にわたり	)連続して遵守	守されていな
主な項目	牛農場	豚農場	鶏農場	<b>**</b>
車両用の消毒薬の常設	209 農場	20 農場	26 農場	255 農場
早岡州の伯毎条の吊設	(20.5%)	(5.3%)	(6.5%)	(14. 2%)
立入者用の消毒薬の常設	98 農場	11 農場	10 農場	119 農場
立八有用の何毎架の市政	(9.6%)	(2.9%)	(2.5%)	(6.6%)
車両消毒の実施	208 農場	41 農場	25 農場	274 農場
早門付毎の天旭	(20.4%)	(11.0%)	(6.3%)	(15. 3%)
立入者の消毒の実施	109 農場	32 農場	27 農場	168 農場
立八百の伯母の美地 	(10.7%)	(8.6%)	(6.8%)	(9. 4%)
立入時の記帳等の実施及び帳	283 農場	59 農場	34 農場	376 農場
簿の保管	(27.7%)	(15.8%)	(8.5%)	(21.0%)

- (注) 1 当省の調査結果(平成23年度から26年度(4月から10月まで)の状況)による。
  - 2 各欄の上段は農場数、下段は該当する農場数を表 1 の「飼養衛生管理基準が遵守さ れていない農場数」で除した割合を示す。

このような状況がみられる理由について、調査対象とした道府県(家畜保健 | 表 2-(4)-イ-⑤ 衛生所)の中には、取組の必要性についての理解が十分でない家畜の所有者が みられることなどにより、指導等を行っても、改善が図られないとする意見の ほか、3 県 3 家畜保健衛生所(岩手県(県南家畜保健衛生所)、熊本県(中央 家畜保健衛生所)及び鹿児島県(肝属家畜保健衛生所))では、家畜保健衛生 所の体制により、長期未改善を解消するための指導等を十分に行うことができ ないとする意見もみられた。

しかしながら、当省の調査結果においてみられたように、家畜の所有者が遵 守すべき最低限の規範である飼養衛生管理基準について、長期にわたり遵守さ れていない状態が継続しているにもかかわらず、それを道府県(家畜保健衛生 所)が放置することは、家畜伝染病等の病原体の侵入防止のリスクを最小限に 食い止める観点から、看過できない。

#### ② 家畜伝染病予防法等に基づく指導の状況

調査した 17 道府県(20 家畜保健衛生所)における飼養衛生管理基準が遵守 | 表 2-(4)-イ-⑥ されていない 1,794 農場に対する家畜保健衛生所の指導等の根拠を調査した結 果、以下のとおり、全ての家畜保健衛生所で、飼養衛生管理基準の同一項目が 複数年にわたり連続して遵守されておらず、指導等が繰り返し行われている農 場がみられたにもかかわらず、家畜伝染病予防法に基づく指導等に関するガイ ドラインにのっとって家畜伝染病予防法の規定による指導・助言等が行われて

いない状況がみられた。

- i) 立入検査時に飼養衛生管理基準の違反を確認した場合、家畜伝染病予防法 の規定による指導・助言を行うとしているが、家畜伝染病予防法に基づく指 導等に関するガイドラインに定められた指導・助言書を家畜の所有者に交付 せず、口頭による指導のみ行っており、家畜伝染病予防法の規定による指 導・助言の手続として適切ではないもの(群馬県(中部家畜保健衛生所))
- ii) 立入検査時に飼養衛生管理基準の違反を確認した場合に行う指導等は、家 畜伝染病予防法の規定による指導・助言や、行政手続法の定めるところによ る行政指導にも当たらないと誤認しているもの(岩手県(県南家畜保健衛生 所)、山梨県(西部家畜保健衛生所)、鳥取県(倉吉家畜保健衛生所)、福 岡県(中央家畜保健衛生所)、熊本県(中央家畜保健衛生所)及び宮崎県 (宮崎家畜保健衛生所)の6県6家畜保健衛生所)

この誤認により、農林水産省に対して行っている衛生管理の状況等の報告 通知に基づく指導等の実績報告において、飼養衛生管理基準の違反に対し指 導等を行っているにもかかわらず、家畜伝染病予防法の規定による指導・助 言の実績及び行政手続法の定めるところによる行政指導の実績をいずれも無 しとして報告しているなど、不正確なものとなっている。

iii) 立入検査時に飼養衛生管理基準の違反を確認した場合、家畜伝染病予防法に基づく指導等に関するガイドラインで定められた要件に該当するか否かの判断を行わず、違反内容にかかわらず、一律に行政手続法の定めるところによる行政指導を行っているもの(上記 i 及び ii 以外の 10 道府県 13 家畜保健衛生所)

このように家畜伝染病予防法に基づく指導等に関するガイドラインにのっとった指導等が行われていない原因としては、i) 行政手続法の定めるところにより必要な指導等をすることができるとする、家畜伝染病予防法に基づく指導等に関するガイドラインに定められた「違反が軽微なもの」、「家畜の所有者が直ちに改善措置を講じようとしているとき」などの要件が不明確で、判断が難しい、ii) 家畜の所有者に指導事項の改善を強く求めることにより、家畜の所有者との関係が悪化し、家畜伝染病予防法に基づく円滑な業務運営に支障が生じることや、家畜の所有者に改善に要する負担が生じることなどを懸念し、家畜伝染病予防法第12条の6第1項の規定による勧告、さらには同条第2項の規定による命令、同法第66条の規定による命令に従わない場合の罰則など一連の手続に踏み込むことを避け、安易に行政指導を継続していることによるものと考えられる。

表 2-(4)-イ-(7)

③ 飼養衛生管理基準の遵守・不遵守の判断の状況

調査した 17 道府県における飼養衛生管理基準の遵守・不遵守の判断の状況 をみると、愛知県及び鳥取県においては、家畜防疫員によって飼養衛生管理基 準の遵守・不遵守の判断が異なることがないよう、判断基準を作成しており、

表 2-(4)-イ-(8)

また、熊本県においては、判断基準の作成が検討されていた。

一方、残る 14 道府県においては、地域や農場ごとに飼養形態や畜舎の状況 等の実情が異なることなどを理由として、判断基準の作成やその検討を行って おらず(注2)、以下の例がみられたように、農林水産省において、都道府県に 対し、飼養衛生管理基準の統一的な判断基準や飼養衛生管理基準の遵守・不遵 守の判断に当たっての考え方を示していないことが原因となっていると考えら れる。

表 2-(4)-イ-(9)

i) 同一の農場で飼養衛生管理の状況に変更がないにもかかわらず、年度によ 表 2-(4)-イ-(ii) って飼養衛生管理基準の遵守・不遵守の判断が異なっている(北海道(十勝) 家畜保健衛生所)及び群馬県(中部家畜保健衛生所))。

- i 、 ii

- ii) 異なる農場間で飼養衛生管理の状況に相違がないにもかかわらず、農場に よって飼養衛生管理基準の遵守・不遵守の判断が異なっている(群馬県(中 部家畜保健衛生所)及び福岡県(中央家畜保健衛生所))。
  - (注 2) 調査した家畜保健衛生所だけでなく、道府県本庁担当課に対する調査でも同様の状 況となっていることが確認されたため、道府県単位としている。

#### 【所見】

したがって、農林水産省は、農場における飼養衛生管理基準の遵守の徹底を図 る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 都道府県に対し、家畜保健衛生所の度重なる指導等にもかかわらず飼養衛生 管理基準が遵守されず、違反状態が継続している家畜の所有者に対しては、家 畜伝染病予防法の規定による指導・助言を行うとともに、当該指導等に従わ ず、違反状態の改善が見込めない場合には、その原因を分析した上で、同法第 12条の6の規定による勧告及び命令、命令に従わない場合の罰則適用など、家 畜伝染病予防法に基づく一連の手続により厳正に対処するよう指導すること。
- ② 家畜伝染病予防法の規定による指導・助言の例外とされる行政手続法の定め るところによる行政指導に該当する場合の要件の明確化、該当事例の具体化な ど、家畜伝染病予防法に基づく指導等に関するガイドラインの内容を見直すと ともに、衛生管理の状況等の報告通知に基づく指導等の実績報告が正確なもの となるよう、都道府県に対し、適切な指導を行うこと。
- ③ 飼養衛生管理基準の遵守・不遵守に関する判断が、年度や農場によって異な ることがないよう、判断に当たっての統一的な考え方を具体的に定めるととも に、都道府県に対し、適切な指導を行うこと。

#### 表 2-(4)-イ-① 家畜伝染病予防法に基づく指導及び助言並びに勧告及び命令に関する規定 等の内容(抜粋)

#### ○ 家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号)

(指導及び助言)

第12条の5 都道府県知事は、<u>飼養衛生管理基準が定められた家畜の飼養に係る衛生管理が適正に行われることを確保するため必要があるときは</u>、当該家畜の所有者に対し、<u>当該</u> <u>飼養衛生管理基準に定めるところにより当該家畜の飼養に係る衛生管理が行われるよう</u> 必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

- 第12条の6 都道府県知事は、前条の指導又は助言をした場合において、家畜の所有者がな お飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、 家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべきことを勧告することができる。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第66条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 第4条の2第3項若しくは第5項、第5条第1項、第6条第1項、第9条、<u>第12条の6第2項</u>、 第26条第1項又は第30条(第5条第1項、第6条第1項、第9条、第26条第1項及び第30条に ついては、第62条第1項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した 者
- 三~十六 (略)
- 〇 「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」(平成23年10月1日農林水産大臣公表)
  - 第2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備
    - 2 都道府県の取組
    - (3) 飼養衛生管理基準を遵守していない家畜の所有者に対しては、随時、法(注)に基づく指導・助言、勧告及び命令を行う。
      - (注) 家畜伝染病予防法を指す。
- 〇 「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」

#### 平成23年10月1日農林水産大臣公表 平成27年9月9日農林水産大臣公表 第2 発生の予防及び発生時に備えた事前 第2 発生の予防及び発生時に備えた事前 の準備 の準備 2 都道府県の取組 2 都道府県の取組 (3) 飼養衛生管理基準を遵守していな (4) 飼養衛生管理基準を遵守してい い家きんの所有者に対しては、随時、 ない家きんの所有者に対しては、随 法(注)に基づく指導・助言、勧告及 時、法(注)に基づく指導及び助言、 び命令を行う。 勧告並びに命令を行う。

- (注)1 家畜伝染病予防法を指す。
  - 2 防疫指針(鳥インフルエンザ)については、当省の調査実施後(平成27年9月9日)に全部変更が行われたため、本表においては、23年10月1日の防疫指針の内容も併記した。

〇 「家畜伝染病予防法第12条の5の規定による指導及び助言、同法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令に関するガイドラインの策定について」(平成23年10月31日付け23消安第3929号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知)

#### 1 趣旨

家畜の伝染性疾病の防疫対策上、最も重要なのは、「発生の予防」、「早期の発見・通報」及び「迅速・的確な初動対応」である。

このうち、家畜の伝染性疾病の発生の予防を図るためには、家畜の所有者(当該家畜を管理する所有者以外の者があるときは、その者。以下同じ。)において、飼養衛生管理基準(家畜伝染病予防法(以下「法」という。)第12条の3第1項に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。)に従って家畜の飼養に係る衛生管理が適正に行われることにより、日頃から家畜の伝染性疾病の病原体の農場への侵入防止措置が徹底されていることが何よりも重要である。

このガイドラインは、家畜の所有者における飼養衛生管理基準の遵守を徹底し、家畜の伝染性疾病の発生予防対策の強化を図るため、都道府県知事が行う法第12条の5の規定による指導及び助言、法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令に関する技術的な助言として定めるものである。

#### 2及び3 (略)

- 4 指導及び助言(法第12条の5関係)
- (1) 指導及び助言の実施
  - ① 都道府県知事は、3による飼養衛生管理基準の遵守状況の把握等の結果、<u>家畜の所有者における家畜の飼養に係る衛生管理について改善する必要があると認めるときは、当該家畜の所有者に対し、法第12条の5の規定による指導又は助言をするもの</u>とする。
  - ② 都道府県は、①にかかわらず、飼養衛生管理基準の違反が次に掲げる要件のいずれ かに該当する場合であって、家畜の所有者が直ちに改善措置を講じようとしていると きは、法第12条の5の規定による指導及び助言に代えて、行政手続法(平成5年法律第 88号)の定めるところにより、必要な指導又は助言をすることができる。
    - イ <u>当該違反が、過失による一時的なものであるなど、軽微なものであり、かつ、常</u> 習性が認められないこと。
    - ロ 当該違反が、やむを得ない事情によるものであると認められること。
  - ③ ②の場合において、家畜の所有者が正当な理由なく当該指導又は助言に従わず、な お飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるときは、都道府県知事は、当該家畜の 所有者に対し、法第12条の5の規定による指導又は助言をするものとする。
  - ④ 法第12条の5の規定による指導及び助言は、<u>別記様式第1号による指導・助言書を交</u>付して行うものとする。

なお、改善措置を講ずべき期限については、当該改善措置の内容を考慮して適切に 設定するものとする。

(別記様式第1号)

指導·助言書

番 号 年 月 日

殿

(被指導・助言者の氏名又は名称及び住所)

印

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第12条の5の規定に基づき、下記のとおり指導・助言を行います。

記

- 1 農場の名称及び所在地
- 2 指導・助言の原因となる事実
- 3 指導・助言の内容
- 4 改善措置を講ずべき期限
- 5 その他必要な事項

#### (2) 指導及び助言の記録

都道府県は、法第12条の5の規定による指導若しくは助言又は(1)の②による指導若しくは助言をしたときは、これらの指導又は助言に関する事項を別記様式第2号による指導等記録簿(略)に記録するものとする。

- 5 勧告(法第12条の6第1項関係)
- (1) 勧告の実施
  - ① 都道府県知事は、4の(1)により法第12条の5の規定による指導又は助言を受けた家畜の所有者が正当な理由なく当該指導又は助言に従わず、4の(1)の④の指導・助言書に定められた改善措置を講ずべき期限を経過しても、なお飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるときは、当該家畜の所有者に対し、法第12条の6第1項の規定による勧告をするものとする。
  - ② 法第12条の6第1項の規定による勧告は、別記様式第3号による勧告書(略)を交付して行うものとする。

なお、改善措置を講ずべき期限については、当該改善措置の内容を考慮して適切に 設定するものとする。

(2) 勧告の記録

都道府県は、法第12条の6第1項の規定による勧告をしたときは、当該勧告に関する事項を別記様式第2号による指導等記録簿(略)に記録するものとする。

- 6 命令(法第12条の6第2項関係)
- (1) 命令の実施
  - ① 都道府県知事は、5の(1)により法第12条の6第1項の規定による勧告を受けた家畜の所有者が、5の(1)の②の勧告書に定められた改善措置を講ずべき期限を経過しても、なお正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該家畜の所有者に対し、法第12条の6第2項の規定による命令をするものとする。
  - ② 法第12条の6第2項の規定による命令は、別記様式第4号による命令書(略)を交付して行うものとする。

なお、勧告に係る措置を講ずべき期限については、当該措置の内容を考慮して適切 に設定するものとする。

(2) 弁明の機会の付与

都道府県知事は、法第12条の6第2項の規定による命令をする場合には、家畜の所有者に対し、行政手続法の定めるところにより、弁明の機会を付与するものとする。

(3) 命令の記録

都道府県は、法第12条の6第2項の規定による命令をしたときは、当該命令に関する事

項を別記様式第2号の指導等記録簿(略)に記録するものとする。

(4) 告発

都道府県は、家畜の所有者が法第12条の6第2項の規定による命令に違反したときは、 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第239条第2項の規定に基づき告発をしなければな らない。

7 (略)

#### 〇 行政手続法 (平成5年法律第88号)

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一~五 (略)

六 行政指導 <u>行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実</u> <u>現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為</u> であって処分に該当しないものをいう。

七・八 (略)

(行政指導の一般原則)

- 第32条 行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該行政機関の任務又 は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の 任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。
- 2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

(行政指導の方式)

- 第35条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並び に責任者を明確に示さなければならない。
- 2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限又は 許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次 に掲げる事項を示さなければならない。
  - 一 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
  - 二 前号の条項に規定する要件
  - 三 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由
- 3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。
- 4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。
- 一 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの
- 二 既に文書(前項の書面を含む。)又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの
- (注) 下線及び表中の(注) は当省が付した。

表2-(4)-イ-②-i 飼養衛生管理基準の同一項目が複数年にわたり連続して遵守されていない状況(牛農場)

										工 ·	, , ,
	調査対象 家畜保健衛生所	抽出農 場数	飼養衛生管 が遵守され い項目がみ 農場数	していな	同一項目 続して遵 数	が複数年 守されて	にわたり連いない農場	同一項目連続で選ていない	守され	同一項目連続で遵	守され
		A	В	В/А	実農 C+D	場数 (C+D) /B	延べ農場数 C+D	С	C/B	D	D/B
実施	以上の立入検査を できている7府県 ご畜保健衛生所)の	384	340	88. 5%	261	76. 8%	289	136	40.0%	153	45.0%
	栃木県(県北)	56	53	94.6%	39	73.6%	39	29	54. 7%	10	18.9%
	新潟県 (中央)	40	40	100.0%	25	62.5%	26	12	30.0%	14	35.0%
	山梨県 (西部)	78	72	92.3%	40	55.6%	40	29	40.3%	11	15.3%
	大阪府 (大阪府)	46	34	73.9%	32	94.1%	52	26	76. 5%	26	76.5%
	鳥取県 (倉吉)	64	59	92. 2%	56	94. 9%	58	3	5. 1%	55	93. 2%
	福岡県 (中央)	60	42	70.0%	39	92.9%	44	36	85. 7%	8	19.0%
	熊本県 (中央)	40	40	100.0%	30	75.0%	30	1	2.5%	29	72.5%
実施 <sup>*</sup> 県(1	以上の立入検査を できていない10道 .3家畜保健衛生 の合計	821	681	82. 9%	314	46. 1%	332	66	9. 7%	266	39. 1%
	北海道 (網走)	69	32	46.4%	1	3.1%	1	0	0.0%	1	3.1%
	北海道 (十勝)	49	38	77.6%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%
	宮城県(仙台)	20	20	100.0%	1	5.0%	1	0	0.0%	1	5.0%
	宮城県 (北部)	20	20	100.0%	12	60.0%	12	0	0.0%	12	60.0%
	岩手県(県南)	40	28	70.0%	1	3.6%	1	0	0.0%	1	3.6%
	秋田県(北部)	221	200	90.5%	132	66.0%	132	0	0.0%	132	66.0%
	群馬県 (中部)	40	31	77.5%	23	74. 2%	23	3	9. 7%	20	64.5%
	愛知県 (中央)	40	24	60.0%	9	37.5%	10	3	12.5%	7	29.2%
	愛知県 (東部)	40	27	67.5%	4	14.8%	4	0	0.0%	4	14.8%
	島根県(出雲)	100	98	98.0%	42	42.9%	43	4	4. 1%	39	39.8%
	宮崎県(宮崎)	40	21	52.5%	1	4.8%	1	0	0.0%	1	4.8%
	鹿児島県(肝属)	102	102	100.0%	88	86.3%	104	56	54.9%	48	47.1%
	沖縄県 (中央)	40	40	100.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%
	府県(20家畜保健 所)の合計	<u>1, 205</u>	<u>1, 021</u>	84. 7%	<u>575</u>	<u>56. 3%</u>	621	<u>202</u>	19.8%	<u>419</u>	41.0%

<sup>(</sup>注)1 当省の調査結果(平成23年度から26年度(26年度については4月から10月)までの状況)による。

<sup>2 「</sup>延べ農場数」欄は、「同一項目が3年間連続で遵守されていない農場数」欄及び「同一項目が2年間連続で遵守されていない農場数」欄の合計を計上しており、「実農場数」欄は、延べ農場数のうち、重複する農場を1農場として計上している。

#### 表2-(4)-イ-(2)- ii 飼養衛生管理基準の同一項目が複数年にわたり連続して遵守されていない状況(豚農場)

										(甲世: 辰	// / / · / · / · /
	調査対象 家畜保健衛生所	抽出農 場数	飼養衛生管 が遵守され い項目がみ 農場数	ていな	同一項目 続して遵 数	が複数年 「守されて	にわたり連いない農場	同一項目連続で選ていない	が3年間  守され  ・農場数	同一項目連続で選ていない	守され
		A	В	A/B	実農 C+D	場数 (C+D) /B	延べ農場数 C+D	С	C/B	D	D/B
実施	以上の立入検査を できている13道府  5家畜保健衛生 の合計	469	298	63. 5%	142	47. 7%	152	44	14.8%	108	36. 2%
	北海道(網走)	31	12	38. 7%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%
	北海道 (十勝)	46	31	67.4%	3	9. 7%	3	0	0.0%	3	9. 7%
	岩手県(県南)	40	9	22.5%	3	33.3%	3	0	0.0%	3	33.3%
	栃木県(県北)	40	25	62.5%	4	16.0%	4	0	0.0%	4	16.0%
	群馬県(中部)	40	5	12.5%	4	80.0%	4	3	60.0%	1	20.0%
	新潟県(中央)	45	40	88.9%	20	50.0%	20	0	0.0%	20	50.0%
	山梨県 (西部)	17	13	76. 5%	8	61.5%	8	6	46. 2%	2	15. 4%
	愛知県(中央)	36	29	80.6%	23	79. 3%	33	10	34. 5%	23	79. 3%
	愛知県 (東部)	40	39	97. 5%	7	17. 9%	7	1	2. 6%	6	15. 4%
	大阪府(大阪府)	11	7	63.6%	7	100.0%	7	0	0.0%	7	100.0%
	鳥取県(倉吉)	21	19	90.5%	19	100.0%	19	1	5. 3%	18	94. 7%
	島根県(出雲)	4	3	75.0%	1	33. 3%	1	0	0.0%	1	33. 3%
	福岡県(中央)	19	11	57. 9%	11	100.0%	11	11	100.0%	0	0.0%
	熊本県(中央)	39	38	97.4%	26	68. 4%	26	6	15. 8%	20	52.6%
	宮崎県(宮崎)	40	17	42.5%	6	35. 3%	6	6	35.3%	0	0.0%
実施	以上の立入検査を できていない4県 ご畜保健衛生所)の	118	76	64.4%	7	9. 2%	7	1	1.3%	6	7. 9%
	宮城県(仙台)	1	1	100.0%	1	100.0%	1	0	0.0%	1	100.0%
	宮城県 (北部)	38	10	26.3%	1	10.0%	1	0	0.0%	1	10.0%
	秋田県(北部)	25	23	92.0%	3	13.0%	3	0	0.0%	3	13.0%
	鹿児島県(肝属)	14	14	100.0%	2	14. 3%	2	1	7. 1%	1	7.1%
	沖縄県 (中央)	40	28	70.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%
	守県(20家畜保健 所)の合計	587	<u>374</u>	63. 7%	<u>149</u>	<u>39. 8%</u>	159	<u>45</u>	12.0%	114	30. 5%

<sup>(</sup>注)1 当省の調査結果(平成23年度から26年度(26年度については4月から10月)までの状況)による。

<sup>2 「</sup>延べ農場数」欄は、「同一項目が3年間連続で遵守されていない農場数」欄及び「同一項目が2年間連続で遵守されていない農場数」欄の合計を計上しており、「実農場数」欄は、延べ農場数のうち、重複する農場を1農場として計上している。

#### 表2-(4)-イ-(2)-iii 飼養衛生管理基準の同一項目が複数年にわたり連続して遵守されていない状況(鶏農場)

	I	飼養衛	生管							(-1-1-	L. 辰芴:	×X 707
調査対象家畜保健衛生所	抽出 農場 数	 理守なみ場  基さいら数 	が遵 てい	続して遵	守されて	Fにわたり連 ていない農場	同 年 増 連 い 数	続で れて	同年 専 連 等 い 数	続で れて	同年間 年間 連 い 数	続で れて
				実農		延べ農場数						
	A	В	B/A	C+D+ E	(C+D +E) /B	C+D+E	С	C/B	D	D/B	Е	Е/В
北海道 (網走)	14	8	57.1%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
北海道(十勝)	24	13	54. 2%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
宮城県(仙台)	20	8	40.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
宮城県 (北部)	20	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
岩手県(県南)	40	10	25.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
秋田県(北部)	101	92	91.1%	5	5.4%	5	0	0.0%	4	4.3%	1	1.1%
栃木県(県北)	23	19	82.6%	4	21.1%	5	1	5.3%	2	10.5%	2	10.5%
群馬県(中部)	38	14	36.8%	9	64.3%	9	0	0.0%	1	7.1%	8	57. 1%
新潟県 (中央)	35	28	80.0%	4	14.3%	4	0	0.0%	0	0.0%	4	14.3%
山梨県 (西部)	48	29	60.4%	19	65.5%	19	0	0.0%	12	41.4%	7	24. 1%
愛知県 (中央)	44	17	38.6%	1	5.9%	1	0	0.0%	1	5.9%	0	0.0%
愛知県 (東部)	38	31	81.6%	6	19.4%	6	4	12.9%	2	6.5%	0	0.0%
大阪府 (大阪府)	25	8	32.0%	3	37.5%	3	0	0.0%	0	0.0%	3	37.5%
鳥取県 (倉吉)	34	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
島根県(出雲)	16	7	43.8%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
福岡県 (中央)	41	21	51.2%	15	71.4%	15	0	0.0%	0	0.0%	15	71.4%
熊本県(中央)	40	34	85.0%	27	79.4%	27	0	0.0%	11	32.4%	16	47.1%
宮崎県 (宮崎)	40	30	75.0%	4	13.3%	4	3	10.0%	0	0.0%	1	3.3%
鹿児島県(肝属)	3	3	100.0%	1	33.3%	2	0	0.0%	1	33. 3%	1	33. 3%
沖縄県(中央)	40	27	67. 5%	8	29.6%	8	0	0.0%	0	0.0%	8	29.6%
17道府県(20家 畜保健衛生所) の合計	684	<u>399</u>	58. 3%	<u>106</u>	<u>26. 6%</u>	108	8	2.0%	<u>34</u>	8. 5%	<u>66</u>	16. 5%

<sup>(</sup>注)1 当省の調査結果(平成23年度から26年度(26年度については4月から10月)までの状況)による。

<sup>2 「</sup>延べ農場数」欄は、「同一項目が4年間連続で遵守されていない農場数」欄、「同一項目が3年間連続で遵守されていない農場数」欄及び「同一項目が2年間連続で遵守されていない農場数」欄の合計を計上しており、「実農場数」欄は、延べ農場数のうち、重複する農場を1農場として計上している。

<sup>3 17</sup>道府県(20家畜保健衛生所)は全て、100羽以上の鶏農場に対する年1回以上の立入検査を実施できている。

## 表2-(4)-イ-③-i 複数年にわたり連続して遵守されていない飼養衛生管理基準の項目(牛農場)

	1				(毕世. 辰物	<i>3</i> <b>^</b> \\ /0/
飼養衛生管理基準チェックシートの項目	同一項目が着わたり連続しれていない農	て遵守さ	同一項目が3年 たり連続して選 ていない農場	算守され	同一項目が2 <sup>2</sup> たり連続して でいない農場	遵守され
防疫に関する情報の把握	1	0.1%	0	0.0%	1	0.1%
衛生管理区域の設定	19	1.9%	7	0.7%	12	1.2%
衛生管理区域の境界の明瞭化	5	0.5%	0	0.0%	5	0.5%
人・車両の入場制限	75	7.3%	5	0.5%	70	6.9%
車両用の消毒薬の常設	209	20.5%	31	3.0%	178	17.4%
車両消毒の実施	208	20.4%	72	7.1%	136	13.3%
立入者用の消毒薬の常設	98	9.6%	15	1.5%	83	8.1%
立入者の消毒の実施	109	10.7%	28	2.7%	81	7.9%
立入者の渡航歴等の確認及び入場制限	42	4.1%	9	0.9%	33	3.2%
他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒	34	3.3%	3	0.3%	31	3.0%
海外使用物品の持ち込み制限	37	3.6%	7	0.7%	30	2.9%
給餌施設への排泄物混入防止対策	59	5.8%	8	0.8%	51	5.0%
飼料保管場所への排泄物混入防止対策	20	2.0%	5	0.5%	15	1.5%
飲用に適した水の給与	28	2.7%	12	1.2%	16	1.6%
畜舎・器具の清掃又は消毒	32	3.1%	7	0.7%	25	2.4%
使用物品の家畜ごとの交換	41	4.0%	2	0.2%	39	3.8%
畜舎・畜房・ハッチの洗浄及び消毒	59	5.8%	21	2.1%	38	3.7%
適切な密度での飼養	4	0.4%	4	0.4%	0	0.0%
家畜保健衛生所への連絡体制の確保	3	0.3%	0	0.0%	3	0.3%
家畜の異状時の獣医師の診療・指導	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
毎日の家畜の健康観察	2	0.2%	0	0.0%	2	0.2%
導入元の疾病発生状況等の確認	108	10.6%	9	0.9%	99	9.7%
導入畜の隔離の実施	147	14.4%	11	1.1%	136	13.3%
移動前の健康状態の確認	4	0.4%	2	0.2%	2	0.2%
埋却・焼却・化製処理の準備	78	7.6%	14	1.4%	64	6.3%
立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管	283	27.7%	100	9.8%	183	17.9%
獣医師による定期指導	1	0.1%	1	0.1%	0	0.0%
従業員による通報体制の確保	2	0.2%	0	0.0%	2	0.2%

<sup>(</sup>注)1 当省の調査結果(平成23年度から26年度(26年度については4月から10月)までの状況)による。

<sup>2 「%」</sup>は、調査した17道府県(20家畜保健衛生所)において、飼養衛生管理基準が遵守されていなかった1,021農場に対する割合である。

<sup>3 「</sup>獣医師による定期指導」及び「従業員による通報体制の確保」の2項目については、大規模所有者のみに遵守が義務付けられている飼養衛生管理基準の項目である。

## 表2-(4)-イ-③-ii 複数年にわたり連続して遵守されていない飼養衛生管理基準の項目(豚農場)

飼養衛生管理基準チェックシートの項目	同一項目がれ わたり連続し れていない島	て遵守さ	同一項目が3たり連続してていない農場	遵守され	同一項目がたり連続してていない農場	遵守され
防疫に関する情報の把握	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
衛生管理区域の設定	6	1.6%	0	0.0%	6	1.6%
衛生管理区域の境界の明瞭化	4	1.1%	0	0.0%	4	1.1%
人・車両の入場制限	2	0.5%	0	0.0%	2	0.5%
車両用の消毒薬の常設	20	5.3%	10	2.7%	10	2.7%
車両消毒の実施	41	11.0%	3	0.8%	38	10.2%
立入者用の消毒薬の常設	11	2.9%	6	1.6%	5	1.3%
立入者の消毒の実施	32	8.6%	5	1.3%	27	7.2%
衛生管理区域専用の衣服・靴の着用	20	5.3%	7	1.9%	13	3.5%
立入者の渡航歴等の確認及び入場制限	5	1.3%	1	0.3%	4	1.1%
他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒	2	0.5%	1	0.3%	1	0.3%
海外使用物品の持ち込み制限	1	0.3%	0	0.0%	1	0.3%
適切に処理された食品循環資源の利用	7	1.9%	2	0.5%	5	1.3%
給餌施設への排泄物混入防止対策	21	5.6%	3	0.8%	18	4.8%
飼料保管場所への排泄物混入防止対策	5	1.3%	0	0.0%	5	1.3%
飲用に適した水の給与	8	2.1%	5	1.3%	3	0.8%
畜舎・器具の洗浄又は消毒	13	3.5%	1	0.3%	12	3.2%
使用物品の家畜ごとの交換	34	9.1%	3	0.8%	31	8.3%
畜舎・畜房・ハッチの清掃及び消毒	10	2.7%	1	0.3%	9	2.4%
適切な密度での飼養	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
家畜保健衛生所への連絡体制の確保	1	0.3%	0	0.0%	1	0.3%
家畜の異状時の獣医師の診療・指導	2	0.5%	0	0.0%	2	0.5%
毎日の家畜の健康観察	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
導入元の疾病発生状況等の確認	4	1.1%	1	0.3%	3	0.8%
導入畜の隔離の実施	5	1.3%	0	0.0%	5	1.3%
移動前の健康状態の確認	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
埋却・焼却・化製処理の準備	29	7.8%	5	1.3%	24	6.4%
立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管	59	15.8%	13	3.5%	46	12.3%
獣医師による定期指導	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
従業員による通報体制の確保	2	0.5%	0	0.0%	2	0.5%

<sup>(</sup>注)1 当省の調査結果(平成23年度から26年度(26年度については4月から10月)までの状況)による。

<sup>2 「%」</sup>は、調査した17道府県(20家畜保健衛生所)において、飼養衛生管理基準が遵守されていなかった374農場に対する割合である。

<sup>3 「</sup>獣医師による定期指導」及び「従業員による通報体制の確保」の2項目については、大規模所有者のみに遵守が義務付けられている飼養衛生管理基準の項目である。

#### 表2-(4)-イ-③-iii 複数年にわたり連続して遵守されていない飼養衛生管理基準の項目(鶏農場)

							(    == - /2- ( -//	,,,,,
飼養衛生管理基準チェックシートの項目	同一項目が複 たり連続して近 ていない農場	遵守され	同一項目が4たり連続していない農場	遵守され	同一項目が3 <sup>4</sup> たり連続して近ていない農場	遵守され	同一項目が2 たり連続してi ていない農場	遵守され
防疫に関する情報の把握	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
衛生管理区域の設定	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
衛生管理区域の境界の明瞭化	1	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.3%
人・車両の入場制限	2	0.5%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.5%
車両用消毒薬の常設	26	6.5%	4	1.0%	3	0.8%	19	4.8%
車両消毒の実施	25	6.3%	4	1.0%	2	0.5%	19	4.8%
立入者用の消毒薬の常設	10	2.5%	1	0.3%	2	0.5%	7	1.8%
立入者の消毒の実施	27	6.8%	2	0.5%	5	1.3%	20	5.0%
衛生管理区域専用の衣服・靴の着用	13	3.3%	0	0.0%	4	1.0%	9	2.3%
家きん舎ごとの専用の靴の着用	28	7.0%	1	0.3%	5	1.3%	22	5.5%
立入者の渡航歴等の確認及び入場制限	1	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.3%
他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒	3	0.8%	1	0.3%	0	0.0%	2	0.5%
海外使用物品の持ち込み制限	3	0.8%	0	0.0%	0	0.0%	3	0.8%
給餌施設への排泄物混入防止対策	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
飼料保管場所への排泄物混入防止対策	1	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.3%
飲用に適した水の給与	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
家きん舎への野生動物侵入対策	6	1.5%	0	0.0%	4	1.0%	2	0.5%
破損箇所の定期的確認及び修繕	6	1.5%	0	0.0%	1	0.3%	5	1.3%
家きん舎の破損箇所の修繕	4	1.0%	3	0.8%	0	0.0%	1	0.3%
家きん舎のねずみ・害虫の駆除	1	0.3%	0	0.0%	1	0.3%	0	0.0%
家きん舎・器具の清掃又は消毒	5	1.3%	0	0.0%	0	0.0%	5	1.3%
空の家きん舎・ケージの清掃及び消毒	4	1.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	1.0%
適切な密度での飼養	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
家畜保健衛生所への連絡体制の確保	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
家きんの異状時の獣医師の診療・指導	15	3.8%	0	0.0%	6	1.5%	9	2.3%
毎日の家きんの健康観察	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
導入元の疾病発生状況等の確認	1	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.3%
導入家きんの隔離の実施	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
移動前の健康状態の確認	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
埋却・焼却・化製処理の準備	9	2.3%	7	1.8%	1	0.3%	1	0.3%
立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管	34	8.5%	2	0.5%	14	3.5%	18	4.5%
獣医師による定期指導	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
従業員による通報体制の確保	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

<sup>(</sup>注)1 当省の調査結果(平成23年度から26年度(26年度については4月から10月)までの状況)による。

<sup>2 「%」</sup>は、調査した17道府県(20家畜保健衛生所)のうち、飼養衛生管理基準が遵守されていなかった399農場(16道府県(18家畜保健衛 生所)に対する割合である。

<sup>3 「</sup>獣医師による定期指導」及び「従業員による通報体制の確保」の2項目については、大規模所有者のみに遵守が義務付けられている飼養衛生管理基準の項目である。

#### 表 2-(4)-イ-④ 家畜伝染病予防法第 8 条の 2 に基づく消毒設備の設置等に関する規定 (抜粋)

#### ○ 家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号)

(消毒設備の設置等の義務)

- 第8条の2 政令で定める家畜の所有者は、農林水産省令の定めるところにより、畜舎その他の農林水産省令で定める施設及びその敷地(農林水産省令で定める敷地を除く。)の出入口付近に、特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するために必要な消毒をする設備を設置しなければならない。
- 2 前項の設備が設置されている同項の施設に入る者は、農林水産省令の定めるところにより、あらかじめ、当該設備を利用して、自らその身体を消毒するとともに、当該施設に持ち込む物品であって農林水産省令で定めるものを消毒しなければならない。
- 3 第一項の設備が設置されている同項の施設の敷地に車両を入れる者は、農林水産省令の定めるところにより、あらかじめ、当該設備を利用して、当該車両を消毒しなければならない。

第66条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 <u>第8条の2</u>、第18条、第21条第2項、第23条第1項、第24条、第25条第1項、第4項若しくは第6項、第26条第4項若しくは第6項、第28条第2項又は第28条の2第1項(第8条の2、第18条、第23条第1項、第24条、第25条第1項、第4項及び第6項、第26条第4項及び第6項、第28条第2項並びに第28条の2第1項については、第62条第1項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二~十六 (略)

#### ○ 家畜伝染病予防法施行令(昭和28年政令第235号)

(消毒設備の設置の義務に係る家畜)

第2条 法第8条の2第1項の政令で定める家畜は、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥とする。

#### 〇 家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)

(消毒設備の設置)

- 第14条の2 法第8条の2第1項の規定による設備の設置は、次に掲げるところにより行うものとする。
  - 一 次条に規定する畜舎等の出入口付近に、<u>踏込消毒槽、消毒薬噴霧装置その他これら</u> <u>に準ずる設備</u>であって、当該畜舎等に入る者の身体及び当該畜舎等に持ち込む第14条 の6の物品を消毒するためのものを設置すること。
  - 二 次条に規定する畜舎等の敷地(第14条の4の畜舎等の敷地を除く。)の出入口付近に、 <u>消毒薬噴霧装置、消毒マットその他これらに準ずる設備</u>であって、当該敷地に入れる 車両を消毒するためのものを設置すること。

(消毒設備の設置の義務に係る施設)

第14条の3 法第8条の2第1項の農林水産省令で定める施設は、畜舎及びふ卵舎(以下「畜舎等」という。)とする。

(消毒設備の設置の義務の対象から除外される敷地)

第14条の4 法第8条の2第1項の農林水産省令で定める敷地は、専ら居住の用に供されている畜舎等の敷地とする。

(消毒の方法)

第14条の5 法第8条の2第2項及び第3項の規定による消毒は、医薬品医療機器等法第2条第1項に規定する医薬品を使用して行う場合にあっては医薬品医療機器等法第52条の規定によりこれに添付する文書又はその容器若しくは被包に記載された用法、用量その他使用及び取扱い上の必要な注意に従うものとし、当該医薬品以外の消毒薬を使用して行う場合にあっては家畜防疫員又は獣医師の指示に従うものとする。

(消毒義務の対象となる物品)

- 第14条の6 法第8条の2第2項の農林水産省令で定める物品は、畜舎等に入る者が当該畜舎等に入る前に、当該畜舎等の敷地外にある畜産関係施設等(畜舎等及びその敷地、家畜を集合させる催物の開催施設及びその敷地その他の畜産に関係する施設及び場所をいう。以下同じ。)において使用され、又は使用されたおそれがある物品であって、当該畜舎等において飼養される家畜に直接接触して使用されるものとする。
- (注)下線は当省が付した。

## 表 2-(4)-イ-⑤ 飼養衛生管理基準が遵守されていないにもかかわらず、改善が図られない ことに関する調査対象道府県(家畜保健衛生所)の主な意見の概要

(指導等を行っても、改善が図られないとする意見)

- 消毒の実施に関しては、
  - i)消毒設備や消毒薬の購入経費や維持管理経費の負担が大きいことを理由として、未 実施となっているとするもの
  - ii) 車両消毒設備の設置区域と畜舎が近接しているため、家畜に消毒液が付着することを懸念し、消毒を行わずに洗浄のみで済ませる家畜の所有者がみられるとするもの
  - iii) 車両や衛生管理区域に立ち入る者への消毒の意識が低下している家畜の所有者がみられるとするもの
- 立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管に関しては、
  - i)衛生管理区域内には畜産関連業者などの関係者以外の立入りを禁止していることを 理由として、記帳の必要がないと考える家畜の所有者がみられるとするもの
  - ii) 記帳しても家畜伝染病等の発生予防やまん延の防止につながらないと主張し、取組 の必要性について理解が得られないとするもの

(家畜保健衛生所の体制により、長期未改善を解消するための指導等を十分に行うことができないとする意見)

- 大規模農場以外の牛農場については、管内に立入検査の対象となる農場数が多く、5年に1回の実施頻度となっているが、1日に複数の農場に対し立入検査を実施しなければならず、1農場に充てられる検査時間が5分程度と限られているため、飼養衛生管理基準のうち消毒等に関する項目以外の項目については、遵守状況を確認するのみで、改善指導を十分に行うことができない。(岩手県(県南家畜保健衛生所))
- 防疫指針を踏まえ、県内の農場に対し年1回の立入検査を実施しているが、全ての農場に対し立入検査を実施することを優先し、1日に複数の農場に立入検査を実施しているため、飼養衛生管理基準が遵守できていない農場に対する改善指導に十分な時間をかけることができない。(熊本県(中央家畜保健衛生所))
- 管内に立入検査の対象となる農場数が多く、対象農場に対し可能な限り立入検査を実施することを業務上優先しているため、農場別に飼養衛生管理基準が遵守されていない理由や事情を記録・整理する時間がなく、過去の指導等の経緯を踏まえた改善指導を十分に行うことができない。(鹿児島県(肝属家畜保健衛生所))
- (注) 当省の調査結果による。

表2-(4)-イ-⑥ 調査対象17道府県(20家畜保健衛生所)における行政手続法の定めるところによる行政指導及び家畜伝染病予防法の規定による指導・助言の状況

			飼養	飼養衛生管理基準の遵守状況 (表2-(4)-イ-②- i ~ !!!)	長準の遵守∜ ②− i ~ ii)	状況 )			(	農林水産省	農林水産省に対する報告(県全体の実績)の状況
中央				推出 数 编	筒養衛生 管理基準 おでいない項目が い項目が 農場数	回 一 が が が が が が が が に が に が に が が が が が が が が が が が が が	飼養衛生管理基準の違反に対する指導等の根拠		行	家 商子 の め 見 い る 指 定 に い る 指 道 に の り の 出 に の り の は に に い り り り が り に り い り り り に り り り り り り り り り り り り	飼養衛生管理基準の違反に対し指導等が行われているにもか かわらず、不正確な報告となっている場合、その理由等
中部豪帝   保護   10機場   10	家畜伝染病予 防法の規定に よる指導・助言 な口暗ア・10		牛農場	40農場		23濃	全で家畜伝染病予防法の規定による指導・助言(口頭) (飼養衛生管理基準の違反に対する指導等の手縁を定	23年実績	15農場	0農場	
1989   14   1989   14   1989   14   1989   14   1989   14   1989   14   1989   14   1989   14   1989   14   1989   14   1989   14   1989   14   1989   14   1989   18   18   18   18   18   18	名「場によっ 行っており、手続として適切で はないもの	中 部 所 所 所 所	ł	40農場	5農場	4農	めた県の規程上、行政手続法の定めるとことによる行政 指導を行うことは予定していないため、全て家畜伝染病 予防法の損産による指導・則吾を行うことしている。そ の際、テなどおいまさによった場がに「電エテ よ ハミ・ハ	24年実績	55農場		飼養衛生管理基準の遵守に関する指導は全て家畜伝染病予防法の健康による指導・助言とでいるが、平成23年、24年、24年の企かよをはかっかなファントンのであればから加生する
指手段         作機場         50農場         17とかかわらず、これまで文書による指導実績はない。         25年度実績         0農場         115農場           岩手段         無機場         40農場         36農場         120農場         36農場         120農場         20年度実績         0農場         115農場           自業場         40農場         120農場         1	(1県1家畜保健衛生所)	不	i	38農場		9農	、多声な彩肉・Pのなのもである。 と異なり、まずり頭による指導を行い、正当な理由なく 指導に従わない場合には文書による指導を行うことと ているが、飼養衛生管理基準の違反状態が改善されな	24年度実績	144農場	72農場	ナ及シイリ女士的なシステントようコメロキジャロチ疫 には、家畜伝染病予防法の規定による指導・助言の実績を誤っ て報告
岩手県         4.農場         4.0農場         2.8農場         1.股場         完善公室報子の表表で変換予したの規定による指導・助言・不要等         2.4年実績         0.農場         0.農場           所種報告         4.0農場         9農場         2.24元交換予ところによる行政行業の別でによる指導・助言・不政等         2.4年実績         0.農場         0.農場           山梨県         牛農場         7.2農場         4.0農場         4.0農場         2.54元交換予ところによる行政行業の別でによる指導・助言・不政等         2.3年支積         0.農場         0.農場           山梨県         年農場         7.2農場         4.0農場         2.54元交換予ところによる行政行業の別でによる指導・助言・不政等         2.3年支積         0.農場         0.農場           所集場         1.1農場         6.2農場         1.1農場         5.5農場         5.5農場         2.3年支積         0.農場         0.農場           新原場         4.2農場         5.5農場         5.5円売りるところによる行政行事等のいずれにも該当当         2.3年支積         0.農場         0.農場           新原場         1.1農場         1.1農場         1.1農場         7.5農場         7.5売場         5.4年支着         5.4年支着         0.農場         0.農場           新原場         1.1農場         1.1農場         1.1農場         1.1農場         1.2の定めを与のを与のを与のを与のを与のできのを与のできのを与のできのを与			1111111	118農場	50農場	36農	いにもかかわらず、これまで文書による指導実績はな い)	25年度実績	0農場		
時年期         原産場         10農場         3農場等品を設備では着いるとことによる行政指導のいけれにも該当した         14年度額         0農場         0農場         0農場         10農場         0農場         10農場         10農場         10農場         本の定めるところによる行政指導のいけれにも該当した         25年度支援         759農場         0農場         0農場           山梨県         年農場         72農場         40農場         著格氏染精子防法の規定による指導・助言、行政主稿         23年支援         0農場         0農場         0農場           所報         11農場         13農場         8農場         著格氏染精子防法の規定による指導・助言、行政主稿         23年支援         0農場         0農場           所報         4農場         59農場         55農場         55農場         56農場         25年度支援         0農場         0農場           自取場         48農場         56農場         56農場         3名民場         55年場         0農場         0農場         0農場           自取場         42農場         56農場         56農場         3名民場         56農場         25年度支援         0農場         0農場           高取場         11農場         11農場         11農場         56農場         25年場         23年支援         0農場         0農場           福岡県         11農場         12農場         10農場         25年等         23年支援         0農場         0農場           福岡県         11農場         11農場	入検査時に衛生管理		牛農場	40農場				23年実績	0農場	0農場	立入検査時に飼養衛生管理基準の違反を確認した場合に行う ロ頭指導は、家畜伝染病予防法の規定による指導・助言にも行
所職         海農場         40農場         12農場         12農場         12農場         12農場         12農場         12島場	い降区をにた場合に指導等は、	県南家畜 64年第4		40農場	9農場	3農場	家畜伝染病予防法の規定による指導・助言、行政手続 **の守みスレースアーと名称性谱のいずがつす。	24年実績	0農場	0農場	政手続法の定めるところによる行政指導にも当たらないと認識していたため、平成24年度の行政指導の報告実績を除き、「0農塩しかた。
中央報告         計 120農場 78農場 78農場 78農場 78農場 78農場 78農場 78農場 78	伝染病子 の規定に	不解电计		40農場		0農場	なりためるころによる11攻伯等シバッ4とこと該当フィン指導	24年度実績	759農場	0農場	※312報日 (平成分4年度の報告実績は、農林水産省から口頭指導も行政 指導に含むとの指摘を受け、口頭指導の実績を報告したが、担
中機場         不農場         72農場         40農場         なの定めるところによる作政作等のいずれにも該当した。         23年実績         0農場         0農場           日本東場         17農場         13農場         8農場         なの定めるところによる行政指導・助言、行政手続         24年実績         0農場         0農場           所属地場         48農場         56農場         たの定めるところによる行政指導・助言、行政手続         24年実績         0農場         0農場           自事県         44農場         56農場         たの定めるところによる行政指導のいずれにも該当した。         23年実績         0農場         0農場           所機場         34農場         75農場         75農場         119農場         75農場         76度場         0農場         0農場         0農場           福岡県         年農場         60農場         42農場         75農場         75農場         24年度実績         0農場         0農場           福岡県         19農場         11農場         11農場         11農場         11農場         11農場         11農場         11農場         24年度実績         0農場         0農場           福岡県         19農場         11農場         11農場         11農場         11農場         11農場         24年度実績         0農場         0農場           福岡県         11農場         11農場         11農場         11農場         11農場         24年度実績         0農場         0農場           25年度実績	音・・ と、 でを でがながら		1111111	120農場				25年度実績	0農場	0農場	当者間の引継ぎが適切に行われず、25年度の報告実績には 誤って「0農場」と報告)
山梨県 保健衛生         胚農場         17農場         13農場         8農場         全角を染積予防法の規定による指導・助言、行政手織         24年度実績         0農場         0農場           所         計         143農場         19農場         19農場         たの定めるところによる行政指導のいずれにも該当しな         25年度実績         0農場         0農場           島取県         牛農場         64農場         56農場         56農場         たの定めるところによる行政指導のいずれにも該当した         23年実績         0農場         0農場           島取県         75農場         75農場         75農場         75農場         75農場         0農場         0農場         0農場           福岡県         年農場         60農場         11農場         75農場         75農場         24年度実績         0農場         0農場           福岡県         作農場         119農場         75農場         75農場         75世末衛         0農場         0農場           福岡県         11農場         11農場         11農場         11農場         11農場         23年度積         0農場         0農場           有岡県         11農場         11農場         15農場         15農場         15農場         15農場         23年度積         0農場         0農場           有国場         11農場         12負傷         23長場         23年度積         0農場         0農場           有田県         11農場         12農場         15農場<	よる行政指されたな		牛農場	78農場				23年実績	0農場	0農場	
京舎保健         中央家舎         143農場 11農場 11農場 67農場 11農場 67農場 11農場 11農場 67農場 11日農場 64農場 11日農場 64農場 11日農場 64農場 11日農場 64農場 11日農場 75農場 75農場 11日農場 75農場 11日農場 75農場 11日農場 11日産房 1	具認してい	西部家衛和伊爾		17農場	13農場	8農場	家畜伝染病予防法の規定による指導・助言、行政手続法の守みストンストレス行動を消費の、デカトチョント	24年実績	0農場	0農場	立入検査時に飼養衛生管理基準の違反を確認した場合に行う指導等は、家畜伝染病予防法の規定による指導・助言にも行政
(本)	6家畜保健	天 所 一 一		48農場		19農場	「おったら」の「よう」「女話中で、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24年度実績	0農場	0農場	手続法の定めるところによる行政指導にも当たらないと認識していたため、いずれの指導等の報告実績も「0農場」と報告
全声場 信言家畜 保健衛生        	严)		11111111	143農場	114農場	67農場		25年度実績	0農場	0農場	
食 主 奏			牛農場	64農場				23年実績	0農場	0農場	
所に向上         鶏農場         34農場         0農場         い指導         にかたのるところによる日本ですすができない。         24年度実績         0農場         0農場         0農場           中央交音         作農場         60農場         11農場         11農場         78農場         11農場         23年実績         0農場         0農場           中央交音         RR農場         11農場         11農場         20定めるところによる行政指導のいずればも該当しな         24年実績         0農場         0農場           所         割農場         11農場         15農場         15農場         15農場         16農場         0農場         0農場           所         計農場         74農場         65農場         65農場         0農場         0農場         0農場         0農場		自 日 日 年 新 子 子		21農場		19農場	家畜伝染病予防法の規定による指導・助言、行政手続注の完かスレースファレス行政は違のいずカアキロディ	24年実績	0農場	0農場	立入検査時に飼養衛生管理基準の違反を確認した場合に行う指導等は、家畜伝染病予防法の規定による指導・助言にも行政
計         119農場         78農場         75農場         75農場         0農場           計         120農場         74農場         65農場         65農場         65農場         0農場         0農場         0農場         0農場		不 所 上 上		34農場	0農場	0農場	「ゴンバトンのトーン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24年度実績	0農場	0農場	手続法の定めるところによる行政指導にも当たらないと認識していたため、いずれの指導等の報告実績も「0農場」と報告
中央家畜 保健衛生 所			11110	119農場	78農場			25年度実績	0農場	0農場	
中央家畜 保健衛生 所 調農場         RF農場 41農場         11農場 71農場         11農場 71農場         11農場 71農場         なの定めるところによる行政指導のいずれにも該当した 24年度実績         24年度実績         0農場 0農場         0農場 0農場			牛農場	60農場				23年実績	0農場	0農場	介野 古盆光 (中央 2 1 7 1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
120 農場   11 農場   120 農場   14 農場   15 農場		中央家畜		19農場		11農場	家畜伝染病予防法の規定による指導・助言、行政手続 荘の定かストースにトス行政指導のいずわにも終当」や	24年実績	0農場	0農場	11段ナポになったがらこうによる11攻は争に14人者相等のかが数当し、が務当し、なん核査性に61義権任置理基準の違反を確認したもとになっては指導によってが指導によっては、14人間には11年に14人間に
120農場         74農場         65農場         0農場         0農場		张 所		41農場	21農場	15農場	ランド・ショー・ションをエキ・シェンにの変⊥ ファン・古が	24年度実績	0農場	0農場	後にして現る日本で、1921年4つ9年日で代表しておうからでは、125名指導・助手値にも当たらないと認識していたため、いずむの指導等の数件集響を「同農場」と数件
			1111111	120農場	74農場			25年度実績	0農場	0農場	

農林水産省に対する報告 (県全体の実績)の状況	5決 方法 [2]に 飼養衛生管理基準の違反に対し指導等が行われているにもか [2]・ かわらず、不正確な報告となっている場合、その理由等 責	0農場 立入検査時に飼業衛生管理基準の違反を確認した場合に行う				0農場 行政手続法の定めるところによる行政指導には文書指導のみ	0農場 が該当し、立入検査時に飼養衛生管理基準の違反を確認した 18時場場合に行う口頭指導は、行政指導にも家畜伝染病予防法の規	虚による指導・助言にも当たらないと認識していたため、行政指   0農場 導の報告実績には文書指導の実績のみを報告し、家畜伝染病	-     予防法の規定による指導・助言には「0農場」と報告   0農場	0農場	0農場	0 景場	0農場	0農場	0農場	0農場	0農場	0農場	0農場 行政手続法の定めるところによる行政指導の報告実績について		0 長場		0農場	00 長場	0農場	0農場	0農場	0農場	0農場	0農場	0 農場
農林7	行政手続 家畜伝染 洗の定め 病予防法 るところに の規定に よる行政者 助る指導・ 等の報告 助言の報 等の報告 由言の報	0農場	451農場	3,667農場	3,559農場	0農場	1農場	1農場	1農場	0農場	274農場	607農場	402農場	0農場	0農場						12農場				0農場	135農場	289農場	219農場	0農場	341農場	750農場
					<del> </del>											-	1,23		EC)	_	1	2.4	╁	1,							
	報告区分	23年実績	24年実績	24年度実績	25年度実績	23年実績	24年実績	24年度実績	25年度実績	23年実績	24年実績	24年度実績	25年度実績	23年実績	24年実績		_	23年実績	24年実績	24年度美續	25年度実績			25年度実績	23年実績	24年実績	24年度実績	25年度実績	23年実績	24年実績	24年度実績
	: - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	old and and and and and and and and and an		■ ならんののところによる1叉右鼻のい。9 だいも該当しょ 8 い指導		No.		- 「行う ためっこうによる11 攻(日本ら) 、 ,4 vv - b i 次   場 v - 指導			- (これよく四後衛生旨年毎年97月知に単点を置いてい 号 たため、立入検査時に飼養衛生管理基準の違反を確		- (11 政士が広グルの2CLのによる11 政作等を11.7 第 る)	易全て行政手続法の定めるところによる行政指導	(飼養衛生管理) めた県の規程に					政手続法の定め	1		めた県の規程に 製1を場合は 1	# 問うに刻しば、単くこうによった。 サンコタンに   法の定めるところによる行政指導を行っている)		  全て行政手続法の定めるところによる行政指導   (母業衛圧祭毎世1番の第巨内窓にからず、今7年	、阿莱南王自年毎年の年入口4にかかわり、、 政手続法の定めるところによる行政指導を行って	-		   (飼養衛生管理基準の違反に対する指導等の手続を定    みャ 目の相段に其づき   飼養衛上等亜非油の造匠を確	ラニボンがほご多って、いくドコーエコーン・グストラ 割した場合は、違反内容にかかわらず、全て行政手
产状况 ii)	同一回 ない	30農場	号 26農場	号 27農場	<b>83農場</b>	3 1農場	9 6農場	3 4農場	8 11農場	3 1農場	3 3農場	9 0農場	3 4農場	1	ļ			13			3 140農場 3 00曲相			7	3 25農場	3 20農場	3 4農場	<b>号</b> 49農場	3 13農場	<b>30農場</b>	□ 7農場
飼養衛生管理基準の遵守状況 (表2-(4)-イ-②- i ~!ii)	簡単 一部 と い が は いないな い が 日 と の お こ が な に い な に い な に い な に い な に い な に い な に い な に り な に り ま に り ま に り ま に れ に し に に に に に に に に に に に に に に に に	40農場	38農場	34農場	· 112農場	3.1農場	17農場	30農場	<b> </b>	引 70農場	43農場	引 21農場	引34農場	· 40農場				64		$\perp$	315農場				引 40農場	引 40農場	· 28農場	引 108農場	· 51農場	· 68農場	<b>3</b> 48農場
奏衛生管理基準 (表2-(4)-イ-②	被	40農場	39農場	40農場	119農場	40農場	40農場	40農場	120農場	118農場	77農場	38農場	233農場	40農場	39農場	40農場	119農場	221農場	25農場	101農場	347農場	30辰物	23農場	119農場	40農場	45農場	35農場	120農場	80農鴉	76農場	82農場
筒養)	農場区分	牛農場	豚農場	鶏農場	1111111	牛農場	豚農場	鶏農場	11111111	牛農場	豚農場	鶏農場	###	牛農場	豚農場	鶏農場	11111111	牛農場		羯農湯	計量	下版	鶏農場	抽	牛農場	豚農場	鶏農場	11111111	牛農場	豚農場	鶏農場
			中央家部	宋德甸王 所			回 配 品 等 所	所属 上		網走家畜	保健衛生	対及で下勝家を存	健衛生所	仙台家畜	保健衛生所及び北	野災を開発を	健衛生所	*******	七門 条 保 衛 衛 生	拒		県北家畜	保健衛生 所			中央家部石碑等	牙尾围开		中央家畜	保健衛生 所みバー	対象を発
	調査対象道所県			黑令乐			<b>企</b> 表					七件屆			宮城県				秋田県				栃木県			単いは				母知圓	
	X					•				立入検査時に	関後衛生 基準の違反を	確認した場合、 造成内容にお	単文的をにが かわらず、一律	に行政手続法の示めがプレ	による行政指導	を行ったいるも の	孙6·四 拉米(0·)	(10週析県13系 畜保健衛生所)													

			飼養()	飼養衛生管理基準の遵守状況 (表2-(4)-イ-②- i ~ii)	§準の遵守: ②− i ~ iii.	状況 )			, i	豊林水産省	農林水産省に対する報告(県全体の実績)の状況
X X	調香 道 所 県 多		農場区分	抽出 数 数	筒養衛生 管理基準 おび障守ない項目がいり い項目が 最場数	同 - が が が が が を が に が に が に が に が に が に が が が が が が が が が が が が が	飼養衛生管理基準の違反に対する指導等の根拠	報告区分	行政手続 法の定め、ジるところに、こよる行政指。 導の報告 」 実績	家畜 あず子 か り り り り り り り り り り り り り り り り り り	飼養衛生管理基準の違反に対し指導等が行われているにもか かわらず、不正確な報告となっている場合、その理由等
			牛農場	46農場	34農場	32農場	全て行政手続治	23年実績	0農場	0農場	
	년 남	大阪府家	豚農場	11農場	7農場	7農場	(家亩の別有者との関係や阿豫衛生官理基準の基及と)改善するための家畜の所有者の負担などを考慮し、家	24年実績	0農場	0農場	行政手続法の定めるところによる行政指導には文書指導のみ、終数・4・4、4・4・4、1、4・4・4・4、4・4・4・4・4・4・4・4・4・4
	人然相	面 不 任 子	鶏農場	25農場	8農場	3農場	畜伝染病予防法の規定による指導・助言を行うことと   アセシュ   貴下内物にかからず 行助主続注の定か	24年度実績	0農場	0農場	//iok = 9 のこ応顧して、、/こ/cの、、、、9.4 レッン1a 争手の投言夫徴も [0農場]と報告
			11111111	82農場	49農場	42農場	るところによる行	25年度実績	0農場	0農場	
			牛農場	100農場	98農場	42農場		23年実績	189農場	0農場	
	#	<b>王宗</b> 百年第7年	豚農場	4農場	3農場	1農場	全て行政手続が個業衛子が開	24年実績	649農場	0農場	
		子 所 子	鶏農場	16農場	7農場	<b>肾</b>		24年度実績	248農場	0農場	
			+==	120農場	108農場	43農場		25年度実績	749農場	0農場	
			牛農場	102農場	102農場	88農鴉	全て行政手続沿行する	23年実績	1農場	0農場	行政手続法の定めるところによる行政指導の報告実績について
	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	肝属家畜	豚農場	14農場	14農場	新 <del>省</del> 2	(※曲の)所有有2の)関係べ阿泰衛王官理基準の)島及を 、改善するための家畜の所有者の負担などを考慮し、文書事等の会を発し、文書を書き、安女に沈在文に、文書をは、「下を出き、「下を出き」。	24年実績	1,899農場	0農場	は、平成24年の報告実績には正確な指導実績を報告したが、 24年度の報告実績以降は、担当者が、行政指導の報告実績に
	用光图米	不 医	鶏農場	3農場	3農場	1農場	mtm神/、多mか行うにSFJC 格行うにSFJC 徳洋の守みスプ	24年度実績	0農場	0農場	は、家畜伝染病予防法の規定による指導・助言、勧告、命令を行ったものを報告すると誤って認識していたため、「0農場」と報
			1111	119農場	119農場	816	(%) (%)	25年度実績	0農場	0農場	扣
			牛農場	40農場	40農場	6農場		23年実績	0農場	0農場	
	計組	中央 好 好	豚農場	40農場	28農場	0農場	全て行政手続法の定めるところによる行政指導  (飼業衛圧懲用其筆の着反内容になったとば、 タアケ	24年実績	1農場	1農場	1農場 行政手続法の定めるところによる行政指導には文書指導のみ 3.誌シェスト55 3 3 1 7 1 2 4 4 4 4 4 4 4 5 5 5 5
		光 市	鶏農場	40農場	27農場	8農場	気が乗り開発を発送の作る	24年度実績	0農場	0農場	が取りずるでで限っていたが、といかまでは不られたことれた文書指導の実績の子報告
			111111111111111111111111111111111111111	120農場	95農場	<b></b> 8		25年度実績	0農場	0農場	

(注)1 2

当省の調査結果による。 「抽出農場数」欄、「飼養衛生管理基準が遵守されていない項目がみられた農場数」欄及び「同一項目が複数年にわたり連続して遵守されていない農場数」欄は、表2-{4}-イ-②- i ~ ii による(平成23年度から26年度(26年度について は4月から10月)までの状況)。 「農林水産省に対する報告(県全体の実績)の状況」欄は、衛生管理の状況等の報告通知に基づき、調査対象17道府県が農林水産省に対し報告した道府県全体の実績(農林水産省による「衛生管理の状況等の公表結果」)による。 農林水産省は、都道所県からの報告を受けて、「衛生管理の状況等の公表結果」において、平成23年(平成23年10月1日から12月31日まで)、24年(24年1月1日から6月15日まで)、24年度(24年4月1日から25年3月31日まで)、25年度(25年4月1日から26年3月31日まで)の行政手続法の定めるところによる行政指導、家畜伝薬病予防法に基づく指導等の実績を公表している。 3

北海道においては、平成24年度に1農場に対し家畜伝染病予防法の規定による指導・助言の実績があると報告されているが、北海道(本庁担当課)は、家畜保健衛生所が行政手続法の定めるところによる行政指導の実績を誤って計上 したものであったとしているため、本表では、実績なしとした。

# 表 2-(4)-イ-⑦ 飼養衛生管理基準が遵守されていない家畜の所有者に対し、家畜伝染病予防法に基づき、指導事項の改善を厳格に求めることに関する調査対象道府県 (家畜保健衛生所)の主な意見の概要

- 家畜の所有者が改善の意思を示していることや飼養衛生管理基準の違反が軽微であることなど、悪質な違反がみられないことを理由として、指導事項の改善を強く求めていないとするもの
- 指導事項の改善を強く求めることにより、家畜の所有者との関係が悪化し、家畜保健 衛生所の業務等に支障が生じることや、家畜の所有者の負担が増加し、結果として廃業 に至るなどの畜産振興への影響が生じることが懸念されるとするもの
- 指導事項の改善を強く求めるのではなく、飼養衛生管理基準の周知や理解の促進に重点を置いた指導を行う方が飼養衛生管理基準の遵守につながるのではないかと考えているとするもの
- 農場の敷地内に埋却地を確保できない場合など、飼養衛生管理基準の違反がやむを得ない事情によるものであることを理由として、指導事項の改善を強く求めていないとするもの
- 管理する農場数が多く、年 1 回の立入検査を実施することができない農場がある中で、指導文書の作成や家畜伝染病予防法に基づく指導等に従わない事態が生じた場合の 罰則適用に係る事務などの指導事項の改善を図るための業務が増加すると、他の業務に も支障が生じてしまうなど、家畜防疫員の業務量の増加が懸念されるとするもの
- 繰り返し指導を行っているにもかかわらず改善が図られないなどの飼養衛生管理が 不適切な家畜の所有者に対しては、家畜伝染病予防法の規定による指導・助言を行うこ とを検討しているとするもの
- (注) 当省の調査結果による。

表 9-(4)-イ-(8) 愛知県及び鳥取県が作成した飼養衛牛管理基準の判断基準の主な内容

ジー 7-(4)-7 林	の一変な引えるの高地	女 2-(4)-1 - ◎  溪却乐及ひ馬耿宗か作及した助後衛士官理泰年の刊町泰年の土み内谷	
飼養衛生管	飼養衛生管理基準の主な項目	愛知県における判断基準	鳥取県における判断基準
無	衛生管理区域に	・「消毒法検討中」は指導対象	・踏込消毒槽の設置や噴霧器を常備している
衛生管理区	立ち入る車両の消	・ 「石灰帯設置予定」は指導対象	・車両消毒のための消石灰帯の設置、噴霧器の準備等の対
域への病原	華	・「衛生管理区域出入り口の一部に消石灰帯を準備中」は	策を実施している
体の特込み		指導対象	
の防止		・「衛生管理区域入口に車両消毒準備中」は指導対象	
		・飼養衛生管理基準に係る消毒槽の消毒薬の種類は限定せ	
		ず、適切な飼養を指導する	
	衛生管理区域及	・「畜舎の一部に踏み込み消毒槽及び手指洗浄消毒なし」	・消毒液の交換・補充等を行い、常時使用できる状況にし
	び畜舎に立ち入る	は、設置場所から出入りすることが確認できれば指導対	ている
	者の消毒	象にしない	・踏込消毒槽の設置や噴霧器を常備している
		・「畜舎の消毒槽を準備中」は指導対象	
		・飼養衛生管理基準に係る消毒槽の消毒薬の種類は限定せ	
		ず、適切な飼養を指導する	
第八		・「衛生管理区域の立入者の記録準備中」は指導対象	・来場者記録を作成している
感染ルート等	感染ルート等の早期特定のため	・「立入の確認できる伝票あり」は指導対象にしない	・来場者記録を保存している
の記録の作成及び保管	太及び保管		・導入家畜記録を作成している
			・導入家畜記録を保存している
			・出荷・移動家畜記録を作成している
			・出荷・移動家畜記録を保存している
			・家畜診療記録を作成、保存している

(注)愛知県及び鳥取県の資料を基に当省が作成した。

## 表 2-(4)-イ-⑨ 飼養衛生管理基準の判断基準を作成することに関する調査対象道府県(家畜保健衛生所) の主な意見の概要

- 地域や農場ごとに飼養形態や畜舎の状況等の実情が異なるため、一律の基準は馴染まず、実地確認を行う家畜防疫員の判断に任せるべきとするもの
- 家畜防疫員による協議や情報共有により判断が分かれないようにしているため、判断基準の作成 は不要とするもの
- 家畜防疫員によって判断が分かれる場合があるため、全国統一の判断基準が必要であるとするもの
- (注) 当省の調査結果による。

#### 表 2-(4)-イ-⑩ 家畜保健衛生所による飼養衛生管理基準の遵守・不遵守の判断が異なっている例

i) 同一の農場で飼養衛生管理の状況に変更がないにもかかわらず、年度によって飼養衛生管理基準の遵守・不遵守の判断が異なっている例

準の遵守・不遵守の判断が異なっている例					
調査対象					
家畜保健		調査結果			
衛生所			<u> </u>		
北海道	十勝家畜保	:健衛生所管内の肉	用牛の大規模農場(1 農場)	)における飼養衛生管理基準の	
(十勝家	遵守状況につ	いて、同家畜保健衛	新生所の立入検査結果と照	らし合わせつつ、実地に確認し	
畜保健衛	たところ、飼	養衛生管理基準チェ	ェックシートの「給餌設備	に野生動物の排泄物の混入防止	
生所)	に必要な措置	に必要な措置を講じている」に関する項目(注)について、畜舎が開放されており、開放			
	部分への防鳥	;ネット等が未設置~	である状況に変更がないに	もかかわらず、平成 24 年度は	
	「不遵守」と	判断され、指導が行	行われているのに対し、25	5 年度は「遵守」と判断されて	
	いる。	いる。			
	本件につい	本件について、同家畜保健衛生所は、個々の家畜防疫員の判断によっては、野生動物の			
	侵入がなく、	侵入がなく、措置を講じる必要がないと判断する場合があるとしている。			
		また、同家畜保健衛生所は、飼養衛生管理基準の遵守・不遵守の判断基準について、個々			
	の農場ごとに飼養形態や畜舎などの状況は異なるため、立入検査を行う家畜防疫員が個別				
	に遵守・不遵守を判断することとしており、統一的な判断基準作成の必要はないとしてい				
	る。				
	しかしながら、上記のとおり、同一の農場において飼養衛生管理の状況に変更がないに				
		もかかわらず、年度によって飼養衛生管理基準の遵守・不遵守の判断が異なる状況となっ			
	ている。	ている。			
	t. t. day				
	表 年度によって飼養衛生管理基準の遵守に係る判断が異なっている状況				
		飼養衛生管理基準		家畜保健衛生所による立入検	
	農場	チェックシートの	飼養衛生管理の状況	査時の判断、指導状況	
		項目			
	肉用牛の大	1,111	畜舎が開放されており、開	24 年度:不遵守、改善指導	
	規模農場	物の排泄物の混入	放部分への防鳥ネット等	25 年度:遵守(指導なし)	

(注) 飼養衛生管理基準の「畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物 の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること」に関する項目である。

が未設置

防止に必要な措置

を講じている(注)

# 群馬県 (中部家 畜保健衛 生所)

中部家畜保健衛生所管内の大規模農場以外の牛農場(1農場)及び大規模農場以外の採卵鶏農場(1農場)における飼養衛生管理基準の遵守状況について、同家畜保健衛生所の立入検査結果と照らし合わせつつ、実地に確認したところ、次のとおり、各農場における飼養衛生管理の状況に変更がないにもかかわらず、年度によって家畜保健衛生所による飼養衛生管理基準の遵守・不遵守の判断が異なっている状況がみられた。

① 牛農場において、飼養衛生管理基準チェックシートの「衛生管理区域の出入口付近に 車両用の消毒薬を効果のある状態で常設している」及び「入場車両の消毒を常時行って いる」に関する項目(注1)について、飼養衛生管理区域への出入口に消毒のための消石 灰は散布しているが、消毒薬噴霧器等消毒設備は未設置である状況に変更がないにもか かわらず、平成24年度及び26年度は「不遵守」と判断され、指導が行われているのに 対し、25年度は「遵守」と判断されている。

本件について、同家畜保健衛生所は、消石灰を散布している場合は、通常、「遵守」と判断し指導は行わないため、家畜防疫員が指導を行うこととした理由は分からないとしている。

② 採卵鶏農場において、飼養衛生管理基準チェックシートの「家さん舎ごとの専用の靴を設置し、着用している」に関する項目(注2)について、家さん舎が近接しているため、家さん舎ごとに専用の靴を着用していない状況に変更がないにもかかわらず、平成26年度は「不遵守」と判断され、指導が行われているのに対し、24年度及び25年度は「遵守」と判断されている。

本件について、同家畜保健衛生所は、近接している家きん舎を一つとみなすか、それとも別々の家きん舎とみなし、家きん舎ごとに靴を着用することを求めるか、判断が分かれる場合があるとしている。

また、群馬県(本庁担当課及び中部家畜保健衛生所)は、飼養衛生管理基準の遵守・不遵守の判断基準について、統一的な判断基準があれば、担当者として参考にはなるが、各地域や個々の農場によって当てはまらない状況が生じる可能性があることを理由として、統一的な判断基準を適用することは困難であるとしている。

しかしながら、上記のとおり、同一の農場において飼養衛生管理の状況に変更がないにもかかわらず、年度によって飼養衛生管理基準の遵守・不遵守の判断が異なる状況となっている。

表 年度によって飼養衛生管理基準の遵守に係る判断が異なっている状況

## 114	飼養衛生管理基準	<b>倉業体は効果の仏辺</b>	家畜保健衛生所による立入検
農場	チェックシートの 項目	飼養衛生管理の状況	査時の判断、指導状況
大規模農場	<ul><li>・衛生管理区域の出</li></ul>	飼養衛生管理区域への出	24 年度:不遵守、改善指導
以外の牛農	入口付近に車両	入口には消毒のための消	(注1)
場	用の消毒薬を効	石灰を散布しているが、	25 年度:遵守(指導なし)
	果のある状態で	消毒薬噴霧器等消毒設備	26 年度:不遵守、改善指導
	常設している	は未設置	
	・入場車両の消毒を		
	常時行っている		
	(注 1)		

大規模農場	家きん舎ごとの専	家きん舎が近接している	24 年度:遵守(指導なし)
以外の採卵	用の靴を設置し、着	ため、家きん舎ごとに専	25 年度:遵守(指導なし)
鶏農場	用している (注2)	用の靴を着用していない	26 年度:不遵守、改善指導

(注 1) 飼養衛生管理基準の「衛生管理区域の出入口付近に消毒設備(消毒機器を含む。)を設置し、車両を入れる者に対し、衛生管理区域に出入りする際に当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること (その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。)」に関する項目である。

なお、中部家畜保健衛生所は、平成24年度において、飼養衛生管理基準チェックシートでなく、独自のチェックシートを用いており、独自のチェックシートでは、「衛生管理区域の出入口付近に車両用の消毒薬を効果のある状態で常設している」及び「入場車両の消毒を常時行っている」については、「衛生管理区域に入る車両の消毒を行っている」となっているため、24年度の家畜保健衛生所による立入検査時の判断、指導状況は、当該項目に対する結果を記載している。

- (注 2) 飼養衛生管理基準の「家きん舎ごとの専用の靴(家きん舎に立ち入る際に着用している靴の上から着用するブーツカバーを含む。)を設置し、衛生管理区域及び家きん舎に立ち入る者に対し、これらを確実に着用させること(その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴並びに当該家きん舎ごとの専用の靴を持参し、これらを着用する場合を除く。)」の項目である。
- (注) 当省の調査結果による。

## ii) 異なる農場間で飼養衛生管理の状況に相違がないにもかかわらず、農場によって飼養衛生管理 基準の遵守・不遵守の判断が異なっている例

生土の近 3 一 7 近 3 の 11時間 200 2 0 0 12					
調査対象					
家畜保健	調査結果				
衛生所					
群馬県	中部家畜保	中部家畜保健衛生所管内の大規模農場以外の牛農場(1 農場)及び大規模農場以外の採			
(中部家	卵鶏農場(1)	農場)における飼養	<b>を衛生管理基準の遵守状況</b>	について、同家畜保健衛生所の	
畜保健衛	立入検査結果	と照らし合わせつ	つ、実地に確認したところ	、飼養衛生管理基準チェックシ	
生所)	ートの「衛生	管理区域の出入口位	付近に車両用の消毒薬を効	果のある状態で常設している」	
	及び「入場車	両の消毒を常時行	っている」に関する項目(	注) について、いずれの農場も	
	飼養衛生管理	区域への出入口に	<b>は消毒のための消石灰を散</b>	布しているが、消毒薬噴霧器等	
	消毒設備は未設置となっている状況に関して、牛農場は、平成 25 年度は「遵守」、24 年				
	度及び 26 年度は「不遵守」と判断されている一方で、採卵鶏農場は、各年度とも「不遵				
	守」と判断されている。				
	本件について、同家畜保健衛生所は、石灰を散布している場合は、通常、「遵守」と判				
	断し指導は行わないため、家畜防疫員が指導を行うこととした理由は分からないとしてい				
	る。				
	表 農場によって飼養衛生管理基準の遵守に係る判断が異なっている状況				
		飼養衛生管理基準		家畜保健衛生所による立入検	
	農場	チェックシートの	飼養衛生管理の状況	査時の判断、指導状況	
		項目			
	大規模農場	・衛生管理区域の	飼養衛生管理区域への出	24 年度:不遵守、改善指導	
	以外の牛農	出入口付近に車	入口には消毒のための消	(注)	
	場	両用の消毒薬を	石灰を散布しているが、消	25 年度: 遵守(指導なし)	
		効果のある状態	毒薬噴霧器等消毒設備は	26 年度:不遵守、改善指導	

	で常設している <ul><li>・入場車両の消毒</li></ul>	未設置	
大規模農場	を常時行ってい る (注)		24~26 年度: 不遵守、改善指導
以外の採卵 鶏農場			(注)

(注) 飼養衛生管理基準の「衛生管理区域の出入口付近に消毒設備(消毒機器を含む。)を設置し、車両を入れる者に対し、衛生管理区域に出入りする際に当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。)」に関する項目である。

なお、中部家畜保健衛生所は、平成 24 年度において、飼養衛生管理基準チェックシートでなく、独自のチェックシートを用いており、独自のチェックシートでは、「衛生管理区域の出入口付近に車両用の消毒薬を効果のある状態で常設している」及び「入場車両の消毒を常時行っている」については、「衛生管理区域に入る車両の消毒を行っている」となっているため、24 年度の家畜保健衛生所による立入検査時の判断、指導状況は、当該項目に対する結果を記載している。

# 福岡県 (中央家 畜保健衛 生所)

中央家畜保健衛生所管内の2農場(大規模農場以外の乳用牛農場(1農場)及び大規模 農場以外の豚農場(1農場))における飼養衛生管理基準の遵守状況について、同家畜保 健衛生所の立入検査結果と照らし合わせつつ、実地に確認したところ、同家畜保健衛生所 が用いる独自のチェックシートの「衛生管理区域に入る車両の消毒を行っている」に関す る項目(注)について、いずれの農場も飼養衛生管理区域への出入口には消毒のための消 石灰を散布しているが、消毒薬噴霧器等消毒設備は未設置となっている状況に関して、乳 用牛農場は、平成23年度から25年度までの各年度とも「不遵守」と判断されている一方 で、豚農場は、各年度とも「遵守」と判断されている。

本件について、福岡県(本庁担当課)は、農場における衛生管理の具体的な状況に対して、飼養衛生管理基準の遵守・不遵守を家畜防疫員が統一的な判断できない場合があり、このような事例が発生しているのではないかとしている。

また、同県(本庁担当課)は、飼養衛生管理基準の遵守・不遵守に関する具体的な判断 基準がないため、統一的な判断基準を示してほしいとしている。

表 農場によって飼養衛生管理基準の遵守に係る判断が異なっている状況

農場	独自のチェック シートの項目	飼養衛生管理の状況	家畜保健衛生所による立入検 査時の判断、指導状況
	✓ 1.00-Ğ I		重的 47 户内区 1日 号 47 70L
大規模農場	衛生管理区域に入	飼養衛生管理区域への	23~25 年度: 不遵守、改善指導
以外の乳用	る車両の消毒を行	出入口には消毒のため	
牛農場	っている	の消石灰を散布してい	
	(注)	るが、消毒薬噴霧器等消	
大規模農場		毒設備は未設置	23~25 年度:遵守(指導なし)
以外の豚農		·	
場			

(注) 飼養衛生管理基準の「衛生管理区域の出入口付近に消毒設備(消毒機器を含む。)を設置し、車両を入れる者に対し、衛生管理区域に出入りする際に当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること(その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。)」に関する項目である。

#### (注) 当省の調査結果による。